

令和8年度 測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請要領

丸 亀 市

丸亀市へ測量・建設コンサルタント業務等の入札参加資格審査の申請をしようとする者は、下記の要領により申請すること。この申請による入札参加資格の有効期間は1年間（令和8年4月1日～令和9年3月31日）です。なお、この要領において、「営業所」とは本店（本社）・支店（支社）・営業所等をすべて含みます。

記

1. 提出部数 1部

2. 受付期間 令和8年1月13日（火）～1月23日（金）（土・日曜を除く。）

3. 提出方法 全ての事業者に対して原則郵送による受付とします。

・ただし、やむを得ず持参する場合も可能としますが、対面での審査は行わず、受領のみとします。

●郵送の場合：上記の受付期間内必着とします。

送付先：〒763-8501（専用郵便番号）

丸亀市大手町二丁目4番21号

丸亀市役所 庶務課 契約・検査担当 宛

・封筒の表面に「入札参加資格審査申請書在中」と明記し、一般書留又は簡易書留により送付してください。（レターパックも可）

令和8年1月23日（金）までに必着ですのでご注意ください。

●持参の場合：上記の受付期間内（土・日曜を除く。）とします。

・受付時間：9時～17時（12時～13時を除く。）

・受付場所：丸亀市役所 4階 庶務課

●共通事項

・審査後に受付票を返信しますので、郵送・持参を問わず、必ず宛先を明記し、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

・提出書類に不備がある場合は、返信する受付票にその旨記載していますので、

令和8年3月2日（月）までに郵送（メール便含む。）により提出してください。（必着）

※やむを得ず持参の場合も可とします。

その際、返信用封筒の同封は任意とします。（同封されていた場合、審査後に再度受付票を返信します。）

4. 注意事項

- 今回は追加申請のため、電子申請は利用できませんのでご注意ください。
- 申請は、本店(本社)又は支店等の1か所から申請する場合でも、
本店と支店等で2か所から申請する場合でも、一括して申請書類を1部作成・提出してください。
なお、申請できる営業所(本店・支店等)の上限は、合計2か所までとします。
- コピーで提出する書類は必ずA4判で提出してください。原本で提出する書類がA4判より小さいときはA4判の台紙に貼付し、A4判より大きいときは書類を折り込んで対応してください。
- 提出書類に事実と異なる内容があった場合、入札参加資格者名簿から登録を抹消します。
- 丸亀市では、入札参加資格者名簿についてHP上で公表するため、個別通知はいたしません。
- 所定の登録がなければ、申請できない業種(業務)があるので注意してください。

資格審査を行う業種	略称	登録が必要な業務	必要な登録
測量	測量	測量一般、地図の調整、航空測量	測量業者
建築関係建設コンサルタント業務	建築	建築一般、意匠、構造	建築士事務所 (契約締結をする営業所)
土木関係建設コンサルタント業務	土木		
地質調査業務	地質		
補償関係コンサルタント業務	補償	不動産鑑定	不動産鑑定業者

5. 記入方法

- 黒のインク又はボールペンを用いて楷書で正確に記入してください。
ただし、記入枠に納まれば、プリンタ出力やスタンプ等も可とします。
また、鉛筆での記入は不可とするが、鉛筆書きしたものをコピーしたものは可とします。

6. 提出書類

- ・提出書類はA4のフラットファイルに下記の表の番号順に綴じて提出してください。
(返信用封筒、受付票は綴じずにはさんで提出してください。)

No	提出書類	注意事項
—	返信用封筒	宛先を明記し、切手を貼付すること
—	フラットファイル	ファイルの背表紙下段に商号又は名称を記載すること ※ 上段には何も記載しないこと ※色不問
—	受付票	指定様式 ※フラットファイルに綴じこまないこと
1	測量・建設コンサルタント業務等 入札参加資格審査申請書	指定様式 営業所申請をする場合は、営業所情報も記載すること。 ※ 2か所の営業所から申請する場合、 <u>同一業種は重複申請できない</u>
2	経営規模等総括表	指定様式
3	希望業務等総括表	指定様式
4	技術職員総括表（資格別人数）	指定様式 作成基準日：令和7年11月1日現在
5	技術職員一覧表（香川県内）	指定様式 作成基準日：令和7年11月1日現在 ※ 香川県内で勤務する技術者の資格を証明するものの（写し）を添付すること
6	委任状	指定様式 （指定様式と同内容であれば任意様式でも可） 支店等から申請する場合は必要（電子申請については不要） ※ 委任期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日まで
7	誓約書	指定様式 ※ 本店（本社）名 で記入すること

		申請日直前3ヶ月以内のもの（コピー可）
8	完納証明書	<p>丸亀市内の営業所で申請する場合 ：下記「ア」・「イ」・「ウ」を提出すること</p> <p>香川県内かつ丸亀市外の営業所で申請する場合 ：下記「イ」・「ウ」を提出すること</p> <p>香川県外の営業所で申請する場合 ：下記「ウ」を提出すること</p> <p>ア 丸亀市税全税目についての<u>本店の完納証明書</u> 【丸亀市で交付のもの】</p> <p>イ 香川県税全税目についての<u>本店の完納証明書</u> 【各県税事務所等で交付のもの】</p> <p>ウ 「法人税(個人は所得税)」及び「消費税及地方消費税」の <u>本店の完納証明書</u> 【本店所在地を管轄する税務署で交付のもの、 法人は様式その3の3、個人は様式その3の2】</p>
9 <small>注</small>	測量法第55条の8の規定に基づく書類（現況報告書）	「測量業者」の登録を受けている者のみ必要 国土交通省地方整備局の提出書類の写し
10 <small>注</small>	各登録規程の第7条に規定する現況報告書	「建設コンサルタント」「地質調査業者」「補償コンサルタント」の登録を受けている者のみ必要 ※ 国土交通省地方整備局の受付印があるものの写し ※ 未返却の場合は提出日を余白に記入すること
11 <small>注</small>	登記事項証明書（法人の場合）	上記の登録を受けてない者は必要 (「建築」については6ページを参照すること)
12 <small>注</small>	業務経歴書（ <u>1年分</u> ）	※ No. 12「業務経歴書」は、コンサル申請様式集の中の様式を参考して作成すること（不動産鑑定業者についてはNo. 14も併せて参照すること）
13 <small>注</small>	財務諸表（ <u>1年分</u> ）	※ 業務経歴がない業種を申請する場合でも「経歴なし」と記載して提出すること
14 <small>注</small>	不動産の鑑定評価に関する法律第28条に基づく書類（事業実績等報告書）	「不動産鑑定業者」の登録を受けている者はNo. 12「業務経歴書」の代わりに登録を受けた機関へ提出したエクセルデータの印刷物の提出も可とする（その際No. 12「業務経歴書」の作成は不要） ※ 提出日を余白に記入すること

15	登録証明書	「測量業者」「建築士事務所」「不動産鑑定業者」の登録を受けている者のみ必要 ※ 申請日直前3ヶ月以内に発行されたもの（コピー可） ※ 「建築」については、申請する営業所での建築士事務所登録が必要となるので注意すること ※ 「測量業者」「建築士事務所」「不動産鑑定業者」以外の登録に関する証明書は不要
----	-------	--

【注：本市独自の記載事項や添付書類等があるので、申請前に十分確認してください】

注 提出書類 No. 9～No. 14について

●下記の登録がある業者は、それぞれの規程に基づく書類が必要となります。（「建築」を除く。）

申請業種	登録がある業者	登録のない業者
測量	測量業者登録	No. 9 測量法第 55 条の 8 の規定に基づく書類（現況報告書） <u>申請できない</u>
土木	建設コンサルタント登録	No. 10 現況報告書一式（建設コンサルタント登録規程） • No. 11 登記事項証明書（写し） • No. 12 業務経歴書 （申請する業種ごとに必要）
地質	地質調査業者登録	No. 10 現況報告書一式（地質調査業者登録規程） • No. 13 財務諸表 (複数業種を申請する場合は1部で可)
補償	補償コンサルタント登録 不動産鑑定業者登録	No. 10 現況報告書一式（補償コンサルタント登録規程） 「不動産鑑定業」については申請できない 上記以外の業務を申請する場合は • No. 11 登記事項証明書（写し） • No. 12 業務経歴書 （申請する業種ごとに必要） • No. 13 財務諸表 (複数業種を申請する場合は1部で可)

● 「建築」のみを申請する場合

「建築一般」「意匠」「構造」の3業務については建築事務所登録が必要であるが、測量等上記業種（測量・土木・地質・補償（補償コンサルクト登録））のような現況報告書の定めがないため、登録の有無にかかわらずNo. 11、No. 12、No. 13を提出してください。

申請業種	登録がある業者	登録のない業者
建築	建築事務所登録	<p>「建築一般」「意匠」「構造」については申請できない</p> <p>上記以外の業務を申請する場合は</p> <ul style="list-style-type: none">• No. 11 登記事項証明書（写し）• No. 12 業務経歴書• No. 13 財務諸表

● 登録のある上記4業種（測量・土木・地質・補償（補償コンサルクト登録））と一緒に「建築」を申請する場合

No. 11、No. 13は不要であるが、建築におけるNo. 12「業務経歴書」は必ず提出してください。

営業経歴がない場合でも、「営業経歴なし」と記載して提出してください。

● 登録のある上記4業種（測量・土木・地質・補償（補償コンサルクト登録））と一緒に「不動産鑑定業者」を申請する場合

No. 11、No. 13は不要であるが、不動産鑑定業におけるNo. 12「業務経歴書」またはNo. 14「不動産の鑑定評価に関する法律第28条に基づく書類（事業実績等報告書）」は必ず提出してください。

営業経歴がない場合でも、「営業経歴なし」と記載して提出してください。

7. 香川県広域水道企業団丸亀事務所における入札参加資格者名簿の取扱いについて

丸亀市が事業運営していた水道事業については、平成30年4月1日より香川県広域水道企業団に事業継承がされていますので、企業団名簿の申請受付については、香川県広域水道企業団ホームページをご確認ください。

8. 申請後に必要な手続き

① 変更届出書の提出

申請後、申請内容（商号又は名称、所在地、電話番号、代表者、受任者）に変更が生じた場合や営業所を廃止した場合は、かがわ電子入札システムから変更入力してください。

※ 年度途中において、委任先変更は受付いたしません。 次回申請受付時期での新規申請となります。

※ 事業所の合併若しくは分割等により、その資格を継承した場合は、別途手続きが必要となるので下記まで連絡してください。

② 辞退届（測量・建設コンサルタント入札参加資格）の提出

申請後、廃業やその他の理由により入札参加資格の全部又は一部を辞退する場合は、

『辞退届（測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格）』を直ちに提出（郵送可）してください。

③ 債権者登録届

本市発注案件において、落札者となった場合、その請負代金の支払の際に必要となる支払先の口座等の情報を登録する「債権者登録届」を会計課へ提出してください。

提出の書式については、本市ホームページ内の【トップページ】→【申請書ダウンロード】→【その他：債権者登録】のページ内から書式をダウンロードしてください。

なお、債権者登録の内容（代表者、社名、口座等）が変更になった場合でも債権者登録内容の変更届が必要となるので注意してください。

【問い合わせ先】

丸亀市役所 総務部庶務課 TEL (0877) 24-8944 (直通)

(所在地 〒763-8501 香川県丸亀市大手町二丁目4番21号)

※丸亀市内事業者の皆様へ（指名願い申請とは関係ありません。）

○「男女共同参画都市」への取り組み

丸亀市では、男女がともに生き生きと安心して暮らせる男女共同参画のまちをめざして、様々な施策を進めています。

この施策は行政だけで推進できるものではなく、市民や企業の皆様との連携が必要です。男女が十分に能力を発揮し安心して働く職場環境を整備することや、仕事と家庭を両立するワーク・ライフ・バランスを推進することなど、男女共同参画社会を実現するために、事業者の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

（問合せ先：総務部 人権課 男女共同参画室）

○「環境にやさしい事業所」の登録

丸亀市では市内事業者の皆様に、自主的な環境配慮の取り組みを市に登録することにより、事業者の自主的かつ積極的な環境保全に係る取り組みや活動を広げていくことを目的として「環境にやさしい事業所（エコ・ハートまるがめ＆エコ・リーダーまるがめ）」の登録制度を平成14年3月に創設しました。

一つ一つの取り組みは決して大きなものではないかもしれません、それが積み重なれば丸亀市の環境、さらには地球環境にも大きな効果をもたらすことは確実です。すべての人々が環境保全に取り組むことで、より良い環境を創り出せればと期待しています。皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。なお、登録は随時受け付けております。

（問合せ先：産業生活部 生活環境課）

○公正採用の推進

企業は、「豊かな社会づくりに貢献する」という社会的責任を担っていることから、人権問題に積極的に取り組む必要があります。

丸亀市では、公正採用の推進と人権が大切にされ、だれもが能力を発揮し、安心して働きやすい職場づくりを呼び掛けています。事業者の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

（問合せ先：総務部 人権課）

○「障がい者雇用」の促進

働く障がい者、働くことを希望する障がい者を支援するため、障がい者の就業機会の拡大を目的とした各種施策を推進するべく、障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）が施行されています。障がい者の雇用促進につきまして、事業者の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

（問合せ先：健康福祉部 福祉課）

○「丸亀市消防団協力事業所」の登録

丸亀市では、平成23年4月に消防団協力事業所表示制度を創設しました。この制度は、事業者が地域への社会貢献を果たしていることを評価することにより、協力事業者の信頼性の向上につながり、また、消防団と事業所の連携・協力体制が一層強化され、地域における消防・防災体制の充実強化を図ることを目的としています。

消防団協力事業所表示制度実施要綱に基づく消防団協力事業所登録に関し、事業者の皆様のご理解とご協力を
をお願い申し上げます。

(問合せ先：消防本部 総務課)

○「保護観察対象者等を雇用する協力者（協力雇用主）」の登録

丸亀市では、市民の安全・安心な生活の実現に向けて、保護観察対象者等の再犯防止と社会復帰を目的に、平成28年11月日に丸亀地区保護司会及び高松保護観察所と「保護観察対象者等の社会復帰のための支援に関する協定」を締結しました。

協力雇用主の登録や保護観察対象者等の雇用の促進について、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

(問合せ先：健康福祉部 福祉課)